

○市立室蘭看護専門学院運営協議会規則

昭和59年3月31日

規則第11号

改正 昭和62年7月1日規則第28号

(附則14項)

平成4年3月19日規則第6号

平成6年3月28日規則第17号

平成11年7月27日規則第37号

(附則6項)

平成14年3月25日規則第18号

平成17年1月31日規則第1号

(第2条)

平成20年3月25日規則第12号

平成23年3月7日規則第6号

令和2年7月27日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、市立室蘭看護専門学院条例(昭和58年条例第21号)第12条第1項に規定する市立室蘭看護専門学院運営協議会(以下「運営協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 運営協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 運営協議会に会長を置き、会長は委員の互選による。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指命した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、運営協議会を招集し、会議の議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 運営協議会の庶務は、市立室蘭看護専門学院運営所管課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、学院長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 市立室蘭高等看護学院奨学資金貸付規則(昭和46年規則第19号)は、廃止する。

附 則(昭和62年7月1日規則第28号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月19日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市立室蘭看護専門学院条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第14条の規定は、この規則の施行の日以後に奨学資金の貸付けの申込みを受理したものから適用し、同日前に奨学資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。ただし、改正前の市立室蘭看護専門学院条例施行規則第14条第3号の規定により、奨学資金の償還期間を猶予されている者について、その者が引き続いて看護婦免許を取得する意志があると確認できる場合にあつては、改正後の規則第14条第3号の規定によつて奨学資金の償還期間を猶予されているものとみなす。

附 則(平成6年3月28日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市立室蘭看護専門学院条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に奨学資金の貸付けの決定をした者について適用し、同日前に貸付けの決定をした者については、なお従前の例による。

附 則(平成11年7月27日規則第37号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の各規則の規定は、平成11年7月1日から適用する。

附 則(平成14年3月25日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年1月31日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月7日規則第6号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(室蘭市の債権の管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 2 室蘭市の債権の管理に関する条例施行規則(平成19年規則第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和2年7月27日規則第36号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。